

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 5 月 10 日

水 曜 日

号 外

目 次

規 則

- 富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 1
- 富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定め、公布する。

平成29年 5 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第27号

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第48号）の施行期日は、平成29年 5 月 17 日とする。

(港 湾 課)

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 5 月 10 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第28号

富山県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

富山県港湾管理条例施行規則（昭和37年富山県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項 第 2 号 中 「外かく施設」を「外郭施設」に改める。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(9) 富山県新湊マリーナ（附属設備）使用許可申請書（様式第 16 号の 4）

第 6 条第 1 項第 1 号中「第 3 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 3 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号まで」に改める。

様式第 16 号の 3 の次に次の 1 様式を加える。

様式第16号の4（第3条関係）

富山県新湊マリーナ（附属設備）使用許可申請書

1 ロッカ ー	使用個数	
	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 バーベ キュー設 備	使用卓数	
	使用期間	午前・午後 時 分から 年 月 日
		午前・午後 時 分まで
使用人数		
上記のとおり使用したいので、申請します。 年 月 日 指定管理者 殿 住所 申請者 氏名 印		

備考 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。

附 則

この規則は、富山県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成28年富山県条例第48号）の施行の日から施行する。ただし、第2条第2項第2号及び第6条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（港 湾 課）